

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特別支給金	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度	担当課室	労災管理課	木暮 康二			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第2条	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に資すること等を目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。 ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随するもの : 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの : 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金 : 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
		補正予算					
		繰越し等	△ 1,579	△ 199			
		計	122,635	121,336	120,165	117,915	117,487
	執行額	115,357	112,243	107,824			
	執行率 (%)	94.1%	92.5%	89.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	執行実績を予算に適正に反映させる。 ※平成22年度以前は成果目標を設定していない。	成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	給付支払件数	活動実績 (当初見込み)		1,661,729	1,619,165	1,597,945	-
						()	()
単位当たりコスト	- (円/)	算出根拠	-				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	労災援護給付金	117,915	117,487	支給見込みの減による減			
	計	117,915	117,487				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を備えているものであるため、削減は困難である。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>特別支給金事業については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減(反映額: ▲428百万円)</p>			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p></p>			

A. 厚生労働省
107,824百万円(平成22年度執行額)

(年金に付随する支給については、厚生労働本省にて支払を行い、休業(補償)給付、一時金等に付随するものについては、都道府県労働局・労働基準監督署にて支払を行っている。※平成23年5月からはほぼ全ての支払を厚生労働本省が行って

被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に必要な経費



【請求に基づき支給】

被災労働者等
107,824百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.厚生労働省			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災援護給付金	被災労働者等への特別支給金	107,824			
計		107,824	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生労働省	被災労働者等からの請求に基づき、本来給付の保険給付と併せ、特別支給金の支給を行う。	107,824		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					